

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡ヘリポート
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市まちづくり公社
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

オ その他、管理運営の特殊性などから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

指定管理の募集にあたり、応募事業者は、ヘリポート空港保安全管理規程を確認することが必要となるが、施設の安全管理上、それらを広く公表することが出来ないため、非公募とした。

当該施設は、ヘリコプターの離発着時に騒音を伴うため、時間外利用時等の、地元住民との調整及び信頼関係の構築が必要不可欠である。「(公財) 静岡市まちづくり公社」は、施設開設当初から市と連携しながら管理運営を行ってきた実績があり、既に地元住民との信頼関係が構築されており安定した運営が可能であるため。

イ 募 集 期 間 令和2年10月19日～令和2年11月19日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市まちづくり公社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和2年12月1日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月1日

イ 審査委員会

委員長 八木 清文 (静岡市都市局都市計画部交通政策・Ma a S担当部長)

- 委員 松浦 正裕 (静岡市都市局都市計画部 交通政策課長)
- 委員 神長 明弘 (静岡市危機管理総室危機管理課 危機管理課長)
- 委員 大石 真裕 (一般財団法人静岡経済研究所)
- 委員 斉藤 康博 (静岡商工会議所)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 公益財団法人静岡市まちづくり公社
- (イ) 点 数 77.4点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)
- (ウ) 指定管理料提示額 39,417千円

イ 総 評 (選定の理由等)

各委員の各項目の点数は平均3点以上であり、かつ施設の設置目的達成のための取組や、運営において重要となる地元住民や常駐事業者との関係維持、安定した運営に必要な人的、財務的基盤を有する点等を評価した。

- (4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日
- (5) 市議会の議決 令和3年3月11日
- (6) 指 定 令和3年3月17日
- (7) 公 告 令和3年3月17日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡ヘリポート

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数 ①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【二十点】	①施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。	× 1		
	②市の提示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	③静浜基地等他の航空機関との連携に関して、事業計画に示されているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【三十五点】	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	②施設の管理運営において、指定管理者の創意工夫がみられるか。	× 1		
	③施設の保安に関する取組みは十分に検討されているか。	× 1		
	④利用者及び市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	⑤施設運営において、地元住民及び常駐事業者との良好な関係維持に配慮しているか。	× 2		
	⑥苦情や否定的な意見に対して、市民理解の向上に関する対応や取組みが検討されているか。	× 1		
【所見欄】				
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【三十五点】	①当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	②施設管理及び事業運営について、必要な人員配置が確保されているか。(人員数、資格等)	× 1		
	③施設の事故、災害などの緊急時の体制は十分に検討されているか。	× 2		
	④個人情報及び重要文書の保護について、その重要性を認識し対策を講じているか。	× 1		
	⑤第三者に委託する場合、業者選定手続き及び業務の指導、監督体制は適切か。	× 1		

	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【十点】	①財務諸表等の状況は適正か。	× 1		
	②施設を安定的に運営し得る財務的基盤を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】

指定管理申請者審査表

施設の名称 あさはた緑地交流広場

基本項目	審査項目	比率①	評価② (5点満点)	点数 ①×②
<b>【十一点】</b> 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【二	あさはた緑地交流広場の設置目的、基本理念、使命を踏まえた運営方針が示されているか。	× 1		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、事業計画に反映されているか。	× 1		
	麻機遊水地グランドデザインに示したあさはた緑地の役割を十分に理解し、グランドデザインの目標実現が期待できる事業計画となっているか。	× 1		
	遊水地の治水機能と役割、効果について理解し、これらの目的に資する事業計画となっているか。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【四十五点】	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 2		
	経費節減の適切な考え方とその具体的な方策案が示されているか。	× 1		
	あさはた緑地交流広場の自然環境の保全及びその振興に資する事業提案が、現実性があり創意工夫がみられるか。	× 2		
	ビジターセンター業務に資する麻機地区の魅力発信について、現実性があり創意工夫がみられるか。	× 2		
	公園の維持管理能力を有しており、あさはた緑地交流広場の自然環境及び遊水地機能に配慮した維持管理計画が示されているか。	× 1		
【所見欄】				
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。【三十点】	類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	当該施設の管理運営に必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。	× 2		
	従事者を対象にした研修計画は適切か。	× 1		
	事故・災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
【所見欄】				

管理の業務を適切かつ円滑に行うための 経済的基礎を有していること。【五点】	施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100 点	70 点	点

【意見欄】